

令和6年入居分（新築住宅）から  
住宅ローン減税の適用要件が変わります！

## 住宅省エネルギー性能証明書 発行業務開始のお知らせ

一般財団法人 福岡県建築住宅センター

日頃より当センターをご利用いただきありがとうございます。

現行（令和4年度税制改正）の住宅ローン減税制度においては、**令和6年以降に入居**するものから、**省エネ基準<sup>※1</sup>を満たさない新築住宅は減税対象外<sup>※2</sup>**となります。

令和6年以降に入居する新築住宅で減税の適用を受けるため<sup>※3</sup>には、省エネ基準を満たす住宅であることを証明するものとして、確定申告の際に次の①～③のいずれかの証明書等が必要となります。（証明書等の種類や証明する基準により借入限度額の上乗せもあります。）

### 【 確定申告に必要な証明書等 】

- ① 長期優良住宅認定通知書 or 低炭素住宅認定通知書 + 住宅用家屋証明書等
- ② 建設住宅性能評価書（所定の等級が表示されたもの）
- ③ **住宅省エネルギー性能証明書**

※1 断熱等性能等級4以上（結露防止対策除く。）かつ一次エネルギー消費量等級4以上

※2 令和5年末までに確認済証を取得したものは減税対象となりますが、借入限度額や控除期間が異なります。

※3 令和5年末までに入居する新築住宅において借入限度額上乗せの適用を受ける場合も同じです。

当センターでは、現在実施している①の技術審査と②の住宅性能評価業務に加え、令和5年8月1日より③の証明書発行業務を次の通り実施いたしますので、ご利用いただけますようよろしくお願いいたします。

### 【 当センターで実施する**住宅省エネルギー性能証明書**発行業務の概要 】

- 業務対象 ・住宅の新築又は新築住宅の取得（既存住宅は業務対象外）
- 受付要件 ・当センターで次のいずれかの評価書等を取得した住宅であること。  
（フラット35適合証明書・設計住宅性能評価書・BELS評価書）  
・工事監理報告書の提出により現場審査を要しないもの。
- 受付時期 ・家屋番号の付与後（建物登記後）

※詳しくは「住宅省エネルギー性能証明書発行業務のご案内」にてご確認ください。

★住宅ローン減税制度には、当証明書で証明する省エネ基準適合の他にも適用要件がありますので、予め国土交通省HP等でご確認ください。

